

加 除 一 覧 表

【厚生年金保険・健康保険 適用】

業 務 処 理 名	目次	加				除				備考	確認欄
		頁		枚数		頁		枚数			
表紙	—	—	～	—	1	—	～	—	1	差替	
各種報告書一覧	共通編	105-1	～	105-12	6	105-1	～	105-12	6	差替	
適用事業所所在地・名称変更届(管轄外)	I - 4	17	～	18	1	17	～	18	1	差替	
被扶養者(異動)届 認定	Ⅲ - 1	11	～	20	2	11	～	20	2	差替	
		31	～	31	1	31	～	31	1	差替	
					11				11		

(平成27年9月25日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日.
氏名			印

改正箇所一覧(厚生年金保険 適用)

(別添)

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
各種報告書一覧	105-2	報告書項番 18	メール報告 【財務指2015-40】	機構LANアンケートの入力 全国共有フォルダ(W)へ登録 【財務指2015-16】	(品管指 2015-91)	2
		22	ガソリンカード使用報告 当日 【管理室指2015-35】	有料道路使用報告 翌営業日 【管理室指2014-17】		
	105-3	35	年次:【調達指2015-9】	年次:【調達指2014-14】		
	105-4	37	【調達指2015-20】	【調達指2014-22】		
		39	【調達指2015-23】(グリーン購入法)	【調達指2014-24】(グリーン購入法)		
	105-5	60	—	期限の延期が可能		
	105-7	91	(削除)	未申告者に係る全額免除・納付猶予承認等状況に係る報告		
		93	(削除)	総理大臣によるあつせんに係る記録訂正結果の報告		
		94	(削除)	年金記録に係る確認申立書受付・送付・取下线数週次報告書		
		95	(削除)	年金記録に係る確認申立書受付・送付・取下线数月次報告書		
	105-9	115	要領第169号	要領第107号		
		123	要領第169号	要領第107号		
		124	要領第169号	要領第107号		

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(各種報告書一覧)	105-10	126	年金相談研修実施計画書 平成27年4月13日 【年相指2015-17】	ブロック本部における年金相談研修実施計画書 平成26年3月31日 【年相指2014-11】	(品管指 2015-91)	(2)
		127	年金相談研修の実施結果報告 【年相指2015-17】	ブロック本部における年金相談研修の実施結果報告 見直しにより、【年相指2014-11】の報告期限の変更を年金相談部特殊より、メールにて各ブロック本部あて周知		
		128	ブロック本部 【年相指2015-57】	事務所 【年相指2014-39】		
		129	平成27年4月15日 【年相指2015-16】	平成26年4月23日 【年相指2014-26】		
		130	平成27年1月23日 【年相指2015-1】	平成26年1月24日 【年相指2013-95】		
		132	第1四半期:平成27年2月27日、 第2四半期:平成27年5月29日、 第3四半期:平成27年8月28日、 第4四半期:平成27年11月27日 【年相指2015-6】	第1四半期:平成26年2月28日、 第2四半期:平成26年5月30日、 第3四半期:平成26年8月29日、 第4四半期:平成26年11月28日 【年相指2014-5】		
		133	【年相指2015-6】	【年相指2014-5】		
		135	第1四半期:平成27年2月27日 第2四半期:平成27年6月5日 第3四半期:平成27年9月4日 第4四半期:平成27年12月4日 【年相指2015-18】	第1四半期:平成26年2月28日 第2四半期:平成26年6月6日 第3四半期:平成26年9月5日 第4四半期:平成26年12月5日 【年相指2014-17】		

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(各種報告書一覧)	105-11	136	翌月第6営業日まで(当該日が10日を過ぎる場合は10日まで) 【年相指2015-18】	翌月10日 【年相指2014-17】	(品管指 2015-91)	(2)
		137	翌月第6営業日まで(当該日が10日を過ぎる場合は10日まで) 【年相指2015-18】	翌月10日 【年相指2014-17】		
		138	【年相指2015-21】	【年相指2014-24】		
		139	【経企指2015-59】	緊急対応		
	105-12	153	(新規追加) 定期刊行物報告			
		154	(新規追加) 事務機器故障報告			
		155	(新規追加) 年金事務所サービス実施項目確認リスト(サービス巡回指導)			
		156	(新規追加) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第3条に基づく公表について			
		157	(新規追加) ①国庫負担等に係る報告について ②厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第3条に基づく公表について			
		158	(新規追加) 「年金記録に係る訂正決定通知書」及び「答申書」の報告			
		159	(新規追加) 法令違反通知対象事業所一覧			
		160	(新規追加) 都道府県社会保険労務士会との連絡会議 実施日			

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
適用事業所所在地 ・名称変更届(管轄外)	Ⅰ-4-18	点検・審査役割分 担表(チェックシ ート) 項目内容	キ ニ以上事業所勤務者の確認		厚年指 2015-97	3
		内容点検	□060-6にてニ以上事業所勤務者の有無を確認する。ニ以上の者の保険料があることを確認した時は、所在地変更届及び060-6のハードコピー等の写しを徴収課へ引き渡し、受領印を受けること。			
被扶養者(異動)届 認定	Ⅲ-1-12	4.(2) ③国民年金事務 Gへの連絡 ◆手順	認定となった被扶養者が配偶者である場合、国民年金第3号被保険者となることから、「第3号被保険者資格取得届」(3枚目)の「被扶養者認定」欄に確認印を押印し、国民年金事務Gへ回付する。なお、「健康保険被扶養者(異動)届」に記載された資格取得年月日と被扶養者の認定年月日が相違する場合は、「被扶養者認定年月日」欄に被扶養者の認定年月日を記載する。	認定となった被扶養者が配偶者である場合、国民年金第3号被保険者となることから、国民年金事務Gへ「第3号被保険者資格取得届」(3枚目)を回付する。	文言追加	4
	Ⅲ-1-31	点検・審査役割分 担表(チェックシ ート) * 国民年金第3 号被保険者(3号 該当)届 内容点検	□「被扶養者認定」欄に確認印が押印されているか。			
		内容審査	□「健康保険被扶養者(異動)届」の資格取得日と被扶養者の認定年月日が相違する場合、「被扶養者認定年月日」欄に被扶養者の認定年月日を記載すること。			

加 除 一 覧 表

【厚生年金保険・健康保険 適用】

業 務 処 理 名	目次	加				除				備考	確認欄
		頁		枚数		頁		枚数			
表紙	—	—	～	—	1	—	～	—	1	差替	
目次	—	—	～	—	2	—	～	—	2	差替	
書類の提出・受付・返戻等にかかる取扱い	共通	5	～	7	2	5	～	7	2	差替	
受付処理簿		20	～	28-1	19	20	～	28-1	32	差替	
決裁(専決)者一覧について		38-1-1	～	38-1-9	5	38-1-1	～	38-1-5	3	差替	
		38-3-1	～	38-5-10	14	38-3-1	～	38-5-6	6	差替	
各種報告書一覧		105-11	～	105-12	1	105-11	～	105-12	1	差替	
一括適用承認申請書	I－8	7	～	8	1	7	～	8	1	差替	
被保険者資格取得届	Ⅱ－1	1	～	2	1	1	～	2	1	差替	
		7	～	24	5	7	～	24	5	差替	
		47	～	48	1	47	～	48	1	差替	
被保険者資格喪失届	Ⅱ－2	5	～	11	4	5	～	11	4	差替	
		21	～	23	2	21	～	23	2	差替	
被扶養者(異動)届 認定	Ⅲ－1	11	～	12	1	11	～	12	1	差替	
		31	～	31	1	31	～	31	1	差替	
養育期間標準報酬月額特例申出書	V－7	4	～	14	6	4	～	13	5	差替	
70歳以上被用者該当・不該当届	V－10	1	～	6	3	1	～	6	3	差替	
		13	～	18	3	13	～	18	3	差替	
		27	～	34	4	27	～	34	4	差替	
船員保険 70歳以上被用者該当・不該当届	X－26	1	～	2	1	1	～	2	1	差替	
厚年特例法による納付勧奨・徴収事務処理	XI－1	1	～	32	16	—	～	—	—	追加	
資料	XI－2	1	～	59	30	—	～	—	—	追加	
					123				79		

(平成27年11月 6日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日
氏名		印	

改正箇所一覧(厚生年金保険 適用)

(別添)

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
目次	—	V 育児休業・その他	7 養育機関標準報酬月額特例申出書 ……(14)	7 養育機関標準報酬月額特例申出書 ……(13)	—	1
		—	(新規追加) XI 厚年特例法による納付勧奨・徴収事務処理			
書類の提出・受付・返戻等にかかる取扱い	6	4. 特例的な事務及び本部許可に基づく対応	4. 特例的な事務及び本部許可に基づく対応	4. 経過措置	品管指 2015-116	2
		4. 特例的な事務及び本部許可に基づく対応	(1)本マニュアルにおいて特例的な事務とした事務センターの業務については、年金事務所で行うことができる。 (2)上記(1)以外の事務センターの業務を年金事務所において行う場合、事務センター長は、当該業務に係る事務の具体的な種別及び内容その他必要な事項について、別添様式により機構本部の許可を必要とするものとする。 機構本部は、この許可を行った場合、その内容を速やかにブロック本部を通して事務センター長へ通知するものとする。機構本部により許可された業務については、事務センター所属の職員を年金事務所併任とし又は年金事務所所属の職員を事務センター併任として年金事務所に配置することによって、年金事務所で行うことができるものとする。 (3)上記(2)に基づき、年金事務所において事務センターの業務を行う場合においては、日本年金機構事務処理規程(規程第17号)第3条第3項の規定に基づき、事務センター長又は各グループ長が行う決裁に代えて、年金事務所長又は年金事務所課長等の決裁によることができる。	(1)当分の間、本マニュアルに基づき事務センターで行うこととされている一連の業務については、事務センター所属の職員を年金事務所併任とし又は年金事務所所属の職員を事務センター併任として年金事務所に配置することによって、年金事務所で行うことができる。 ただし、適用事業所全喪届、厚生年金被保険者資格取得届・資格喪失届・標準報酬月額変更届のうち60日以上遡って処理されるもの、又は標準報酬月額変更届のうち大幅に引き下げて処理されるもの及び年金記録確認の地方第三者委員会への進達については、事務センターで処理を行う。 (2)上記(1)に基づき、年金事務所に配置される併任職員が事務センターの所掌に係る事務処理を行う場合には、日本年金機構事務処理規程(規程第17号)附則第2条第1項の規定に基づき、事務センター長又は各グループ長が行う決裁に代えて、年金事務所長又は各課(室)長の決裁によることができる。 (3)上記(1)及び(2)の措置を行う場合、事務センター長及び年金事務所長は、当該決裁に係る事務の具体的な種別及び内容について、ブロック本部長の許可を必要とするものとする。ブロック本部長は、この許可を行った場合、その内容を別添の様式にて速やかに本部に報告するものとする。 (4)平成22年2月23日前に事務センター所属の職員を年金事務所併任として年金事務所に配置し、同日前の日本年金機構事務処理規程(規程第17号)附則第2条の規定に基づき(1)の措置を行っている場合については、(3)の許可があったものとみなす。		

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(書類の提出・受付・返戻等にかかる取扱い)	6		(4)なお、会計検査院の会計実地検査において指摘を受けた「適用事業所の保険料徴収不足」等に係る届書処理の年金事務所対応については、会計検査院による会計実地検査対応要領(要領第44号)に基づき取り扱うこと。	(5)なお、会計検査院の会計実地検査において指摘を受けた「適用事業所の保険料徴収不足」等に係る届書処理の年金事務所対応については、会計検査院による会計実地検査対応要領(要領第44号)に基づき取り扱うこと。	事企指 2015-57	
	6-1	様式	(差替)	(差替)		
	21-1~26	受付処理簿	(差替)	(差替)		
			(削除)	年金給付にかかる届書・請求書等の進達方法の留意点(再裁定関係)		
	27-1~7	届書コード一覧	(差替)	(差替)		
決裁(専決)者一覧について 健康保険 厚生年金保険 適用	38-1-1~5	決裁(専決)者一覧	(差替)	(差替)	品管指 2015-116	3
	38-1-6~9	特例的な事務一覧	(新規追加)			
決裁(専決)者一覧について 国民年金 適用	38-3-1~3	決裁(専決)者一覧	(差替)	(差替)		
	38-3-4~8	特例的な事務一覧	(新規追加)			
決裁(専決)者一覧について 国民年金 保険料	38-4-1~4	決裁(専決)者一覧	(差替)	(差替)		
	38-4-5~9	特例的な事務一覧	(新規追加)			
決裁(専決)者一覧について 国民年金 厚生年金保険 年金給付	38-5-1~6	決裁(専決)者一覧	(差替)	(差替)		
	38-5-7~10	特例的な事務一覧	(新規追加)			

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
各種報告書一覧	105-11	報告書項番 147	報告先 システム企画部システム企画G	報告先 システム統括部システム管理G	—	4
	105-12	161	(新規追加) 電子申請利用促進事跡管理表 平成27年電子申請利用勸奨計画管理表 電子申請利用勸奨実施状況 電子申請の勸奨状況			
一括適用承認申請書	I-8-8	1.(5) ①協会けんぽ及び厚生年金保険の事務所の場合 ◆Point	平成27年9月30日以前から引き続き厚生年金保険被保険者(70歳以上被用者)である場合、退職等によって喪失するまで、老齢厚生年金等の在職支給停止額に激変緩和措置が適用される。一括適用に係る資格喪失処理は便宜上行うものであるから、対象等の資格喪失処理と区別するため、作成原因欄に「5」を入力すること。同時に70歳以上被用者該当届を処理する際には、在職継続表示欄に「1」を入力すること。		事企指 2015-57※	5
被保険者資格取得届	II-1-2	概要 関連	平成27年9月11日【厚年指2015-194】同月得喪の取扱い変更に伴い出力される「還付対象者確認リスト」にかかる対応方法(指示・依頼)		厚年指 2015-194	6
	II-1-8	1.(1) ◆見出し ◆手順	● 同月得喪の後、同月内に再取得した場合 厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失した被保険者が、さらに、同月中に国民年金または厚生年金の資格を取得した場合、同月得喪の厚生年金加入期間は被保険者期間として計算しない。(同月得喪の厚生年金期間は被保険者期間として計算しない場合、還付対象となる。) 月次で年金事務所に配信される「還付・再徴収対象者確認リスト」をもとに資格記録を確認し、リストの写しを徴収課に交付する。 徴収課からの連絡により還付等の状況を確認のうえ、「適用関係業務取扱要領」に基づき入力処理(239-4)を行う。			
		◆Point	平成27年9月30日以前の同月得喪の厚生年金期間は、同月中にさらに、厚生年金保険(共済を除く)の資格を取得した場合にのみ還付対象となる。 厚生年金保険の同月得喪後、同月中に国民年金または厚生年金保険の資格取得がない者は還付対象ではないため、リストには出力されない。			

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(被保険者資格取得届)	II-1-9	●70歳以上被用者該当届 ◆手順 ◆Point	資格取得者が70歳以上の者で、過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する場合には70歳以上被用者該当届の提出も必要であることを説明する。 平成27年9月30日以前は昭和12年4月1日以前に生まれた者は70歳以上被用者の範囲外だった。	資格取得者の生年月日が昭和12年4月2日以降で、過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する場合には70歳以上被用者該当届の提出も必要であることを説明する。		
	II-1-47	点検・審査役割分担表(チェックシート) ⑤ 内容点検	【70歳以上被用者該当届】 □70歳以上で、過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する場合には70歳以上被用者該当届が提出されていることを確認する(平成27年9月30日以前は昭和12年4月1日以前に生まれた者は70歳以上被用者の範囲外だった。)	【70歳以上被用者該当届】 □資格取得者の生年月日が昭和12年4月2日以降で、過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する場合には70歳以上被用者該当届が提出されていることを確認する。		
被保険者資格喪失届	II-2-6	1. (2) ① ●70歳以上被用者該当・不該当届 ◆手順 ◆Point	被保険者が70歳以上の者であるときは次の届の提出も必要であることを説明する。 平成27年9月30日以前は昭和12年4月1日以前に生まれた者は70歳以上被用者の範囲外だった。	被保険者の生年月日が昭和12年4月2日以降であるときは次の届の提出も必要であることを説明する。	事企指 2015-57※	7
	II-2-10	4. (1)入力処理 ◆Point	平成27年9月30日以前から引き続き厚生年金保険被保険者(70歳以上被用者)である場合、退職等によって資格喪失するまで、老齢厚生年金等の在職支給停止額に激変緩和措置が適用される。			
	II-2-21	点検・審査役割分担表(チェックシート) ③ 内容点検	□被保険者が70歳以上であるときは次の届の提出も必要であることを説明する。(平成27年9月30日以前は昭和12年4月1日以前に生まれた者について70歳以上被用者該当・不該当届の提出は不要だった。)	□被保険者の生年月日が昭和12年4月2日以降であるときは次の届の提出も必要であることを説明する。		
	II-2-23	項目内容	⑨作成原因			
		⑨ 内容点検	□一括適用(協会けんぽ管掌)や、国保組合脱退による健康保険の資格取得等に係る資格喪失処理は便宜上行うものであるから、退職等の資格喪失届の処理と区別するため、作成原因欄に「5」を入力する。同時に70歳以上被用者該当届を処理する際には、在職継続表示欄に「1」を入力する。			

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
被扶養者(異動)届 認定	Ⅲ-1-12	4. (2) ③国民年金事務 Gへの連絡 ◆手順	認定となった被扶養者が配偶者である場合、国民年金第3号被保険者となることから、「第3号被保険者資格取得届」(3枚目)の「被扶養者認定」欄に認定印を押印し、国民年金事務Gへ回付する。なお、「第3号被保険者資格取得届」(3枚目)に記載された資格取得年月日と被扶養者の認定年月日が相違する場合は、「被扶養者認定年月日」欄に被扶養者の認定年月日を記載する。	認定となった被扶養者が配偶者である場合、国民年金第3号被保険者となることから、「第3号被保険者資格取得届」(3枚目)の「被扶養者認定」欄に確認印を押印し、国民年金事務Gへ回付する。なお、「健康保険被扶養者(異動)届」に記載された資格取得年月日と被扶養者の認定年月日が相違する場合は、「被扶養者認定年月日」欄に被扶養者の認定年月日を記載する。	文言修正	8
	Ⅲ-1-31	点検・審査役割分担表(チェックシート) * 国民年金第3号被保険者(3号該当)届 内容審査	☐ 「被扶養者認定」欄に認定印が押印されているか。 ☐ 該当届(3枚目)の資格取得年月日と被扶養者の認定年月日が相違する場合、「被扶養者認定年月日」欄に被扶養者の認定年月日を記載すること。	☐ 「被扶養者認定」欄に確認印が押印されているか。 ☐ 「健康保険被扶養者(異動)届」の資格取得日と被扶養者の認定年月日が相違する場合、「被扶養者認定年月日」欄に被扶養者の認定年月日を記載すること。		
養育期間標準報酬月額 特例申出書	V-7-5	1. (1) ◆見出し ◆手順	●基準月に共済組合等又は船員保険に加入している場合 基準月に共済組合等又は船員保険に加入していた場合は、備考欄に「共済(船員保険)加入中に養育開始」と記入するよう説明する。		事企指 2015-57※	9
		◆Point	※基準月に共済組合等に加入している場合の取扱い は、養育開始年月日が平成27年10月1日以降の子に限る。			
	V-7-7	3. (1) ◆見出し ◆手順	●基準月に共済組合等又は船員保険に加入している場合 基準月が船員保険の被保険者期間中である場合は、船員保険の標準報酬月額の確認を行う。 養育開始日が平成27年10月1日以降の子であって、基準月が共済厚年(公務員及び私学共済)の場合は、他子の標準報酬月額の引継ぎの有無について、本部から各共済機関に照会票を作成し、確認を行うため、厚生年金保険部適用企画指導G宛に申出書と添付書類のコピーを送付すること。 後日、本部から送付される共済機関からの回答票の写しを基に基準月標準報酬月額の確認を行う。			
		◆Point	届書の備考欄に「共済(船員保険)加入中に養育開始」と記入されているか確認を行う。			

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(養育期間標準報酬月額特例申出書)	V-7-13	点検・審査役割分担表(チェックシート) 基準月および基準月標準報酬月額の確認 内容審査	□⑦「基準年月日」および⑧「基準月標準報酬月額」について、それぞれ窓口装置による被保険者記録と一致することを確認する。基準月が船員保険、厚生年金(公務員及び私学共済)の被保険者期間中である場合は、それぞれの被保険者記録を確認する。 ※「基準月標準報酬月額」が不明の場合、「基準年月日」に勤務していた事業所に確認する。 (基準月が厚生年金保険(第1号)の被保険者期間である場合は確認不要)	□⑦「基準年月日」および⑧「基準月標準報酬月額」について、それぞれ窓口装置による被保険者記録と一致することを確認する。 ※「基準月標準報酬月額」が不明の場合、「基準年月日」に勤務していた事業所に確認する。 (基準月が厚生年金保険の被保険者期間である場合は確認不要)		
	V-7-14	項目内容	備考欄の確認			
		備考欄の確認 内容点検 内容審査	「共済(船員保険)加入中に養育開始」と記入されているか確認を行う。 □養育開始日が平成27年10月1日以降の子であって、基準月が共済厚年(公務員及び私学共済)の場合は、他子の標準報酬月額の引継ぎの有無について、本部から各共済機関に照会票を作成し、確認を行うため、厚生年金保険部適用企画指導G宛に申出書と添付書類のコピーを送付する。 後日、本部から送付される共済機関からの回答票の写しを基に基準月標準報酬月額の確認を行う。			
70歳以上被用者該当・不該当届	V-10-2	概要 関連	平成27年8月31日【厚年指2015-186】70歳以上被用者該当・不該当届及び養育期間標準報酬月額特例申出書の取扱い変更等		厚年指 2015-186	10
	V-10-3~6	別添 70歳以上被用者 関係届の届書勸奨 に係る事務処理手 順	(差替)	(差替)		
	V-10-14~15	別紙1 様式例	(差替)	(差替)		
	V-10-17~18	別紙2 様式例	(差替)	(差替)		

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
(70歳以上被用者該当・不該当届)	V-10-28~29	別紙9-1 様式例	(差替)	(差替)		
	V-10-30~31	別紙9-2 様式例	(差替)	(差替)		
	V-10-32~34	様式	(差替)	(差替)		
船員保険 70歳以上被用者該当・ 不該当届	X-26-1	概要	㊦⇒昭和12年4月1日以前に生まれた者については、70歳以上被用者の範囲外であったが、平成27年10月1日より、生年月日に関わりなくすべての70歳以上の使用される者について在職支給停止を行うこととなった。			11
			㊦⇒70歳以上の者が新たに使用される場合は「船員保険被保険者資格取得届」の提出時に、…(略)	㊦⇒昭和12年4月2日以降に生まれた70歳以上の者が新たに使用される場合は「船員保険被保険者資格取得届」の提出時に、…(略)		
			(対象要件) ・過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する者 ・船員として船舶所有者に使用される者	(対象要件) ・昭和12年4月2日以降に生まれた者 ・過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する者 ・船員として船舶所有者に使用される者		
	X-26-2	Point	㊦ 昭和12年4月1日以前生まれで、平成27年9月30日以前から引き続き勤務している者の届出は、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と記入し、該当年月日を平成27年10月1日とする。備考欄が未記入の場合は、事業主に確認の上、補正すること。			
			㊦ なお、平成27年9月30日以前から引き続き厚生年金保険被保険者(70歳以上被用者)である場合、退職等によって喪失するまで、在職支給停止額に激変緩和措置が適用される。昭和12年4月1日以前生まれの者について、該当年月日を平成27年10月1日として届書の提出があり、備考欄に記載のある者については、在職継続表示欄に「1」を「適用関係業務取扱要領」に基づき入力すること。			
		関連	平成27年8月31日【厚年指2015-186】70歳以上被用者該当・不該当届及び養育期間標準報酬月額特例申出書の取扱い変更等			

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
厚年特例法による納付 勸奨・徴収事務処理	XI-1-1～23	1 厚年特例法に よる納付勸奨・徴 収事務処理	(新規追加) 一式		厚年指 2014-139	12
	XI-2-1～59	2 資料	(新規追加) 一式			

加 除 一 覧 表

【厚生年金保険・健康保険 適用】

業 務 処 理 名	目次	加				除				備考	確認欄
		頁		枚数	頁		枚数				
表紙	—	—	～	—	1	—	～	—	1	差替	
書類の作成・受付・返戻	共通編	30-2	～	30-5	2	30-2	～	30-5	2	差替	
各種報告書一覧	共通編	105-1	～	114	7	105-1	～	114	7	差替	
被扶養者(異動)届 認定	Ⅲ-1	11	～	12	1	11	～	12	1	差替	
70歳以上被用者該当・不該当届	V-10	1	～	2(1)	2	1	～	2	1	差替	
					13				12		

(平成27年12月21日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日
氏名		印	

改正箇所一覧(厚生年金保険 適用)

(別添)

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
窓口交付	30-3	別添	(差替)	(差替)	年相指 2015-86	1
	30-4~5	別紙 委任状	(差替)	(差替)	年相指 2015-85※	
各種報告書一覧	105-1	項番 6	報告先 情報管理対策室情報管理G	報告先 経営企画部総務室情報管理G	—	2
		項番 7	報告先 情報管理対策室情報管理G	報告先 経営企画部総務室情報管理G		
		項番 8	報告先 経営企画部総務室情報公開文書G	報告先 経営企画部総務室総務グループ文書室		
		項番 11	報告先 情報管理対策室情報管理G	報告先 法務・コンプライアンス部情報管理G		
	105-3	項番 35	【調達指2015-25】	年次:【調達指2015-9】		
	105-5	項番 66	【年管指2015-22】	【年管指2015-3】		
		項番 67	【年管指2015-24】	【年管指2014-34】		
	105-12	項番 150	随時、指示・依頼により指示	【監査指2014-26】		
	106	項番 162	(新規追加) 現金残高照合表			

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
被扶養者(異動)届 認定	Ⅲ-1-12	4.(2) ②被扶養者異動 届(副)の送付 ◆Point	記名 〇〇事務センター認定 〇〇年金事務所認定 [記名例]	記名 〇〇事務センター 認定	文言修正	3
70歳以上被用者該当・ 不該当届	V-10-1	概要	㊦⇒昭和12年4月1日以前に生まれた者については、70歳以上被用者の範囲外であったが、平成27年10月1日より、生年月日に関わりなくすべての70歳以上の使用される者について在職支給停止を行うこととなった。			
	V-10-2	Point	㊦ 昭和12年4月1日以前生まれで、平成27年9月30日以前から引き続き勤務している者の届出は、備考欄に「平成27年9月30日以前より継続」と記入し、該当年月日を平成27年10月1日とする。備考欄が未記入の場合は、事業主に確認の上、補正すること。 ㊦ なお、平成27年9月30日以前から引き続き厚生年金被保険者(70歳以上被用者)である場合、退職等によって喪失するまで、在職支給停止額に激変緩和措置が適用される。昭和12年4月1日以前生まれの者について、該当年月日を平成27年10月1日として届書の提出があり、備考欄に記載のある者については、在職継続表示欄に「1」を「適用関係業務取扱要領」に基づき入力すること。			

加 除 一 覧 表

【厚生年金保険・健康保険 適用】

業 務 処 理 名	目次	加			除			備考	確認欄		
		頁		枚数	頁		枚数				
表紙	—	—	～	—	1	—	～	—	1	差替	
目次	—	—	～	—	2	—	～	—	2	差替	
書類の提出・受付・返戻等にかかる取扱い	共通編	27	～	27-7	4	27	～	27-7	4	差替	
		30-2	～	30-3	1	30-2	～	30-3	1	差替	
62 (審35)		～	62 (審36)	1	62 (審35)	～	62 (審36)	1	差替		
105-3		～	105-12	5	105-3	～	105-12	5	差替		
審査請求に係る事務処理											
各種報告書一覧											
適用事業所全喪届	I-2	14	～	16	2	14	～	16	2	差替	
被扶養者(異動)届 認定	Ⅲ-1	1	～	2	1	1	～	2	1	差替	
70歳以上被用者 該当・不該当届	V-10	1	～	2	1	1	～	2	1	差替	
新規適用船舶所有者届	X-1	1	～	6	3	1	～	6	3	差替	
船舶所有者法人番号等変更(訂正)届(処理票)	X-5	1	～	4	2	—	～	—	0	追加	
被保険者資格取得届	X-6 (旧 5)	1	～	7	4	1	～	5	4	差替	
被保険者資格喪失届	X-7 (旧 6)	1	～	13	7	1	～	12	7	差替	
船員保険(職務外疾病部門)適用除外該当届	X-8 (旧 7)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
厚生年金保険法第75条該当(船員)処理票	X-9 (旧 8)	1	～	2	1	1	～	2	1	差替	
被扶養者(異動)届 (認定)	X-10 (旧 9)	1	～	7	4	1	～	6	4	差替	
被扶養者(異動)届 (削除・変更)	X-11 (旧 10)	1	～	10	5	1	～	10	5	差替	
被保険者報酬月額変更(基準日)届(月額変更)	X-12 (旧 11)	1	～	6	3	1	～	6	3	差替	
被保険者報酬月額変更(基準日)届(基準日届)	X-13 (旧 12)	1	～	3	2	1	～	3	2	差替	
被保険者報酬月額変更届(産前産後休業用)	X-14 (旧 13)	1	～	4	2	1	～	4	2	差替	
被保険者報酬月額変更届(育児休業用)	X-15 (旧 14)	1	～	4	2	1	～	4	2	差替	
被保険者賞与支払届	X-16 (旧 15)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
標準賞与額累計申出書	X-17 (旧 16)	1	～	1	1	1	～	1	1	差替	
産前産後休業取得者申出書	X-18 (旧 17)	1	～	5	3	1	～	4	3	差替	
産前産後休業取得者変更(終了)届	X-19 (旧 18)	1	～	4	2	1	～	4	2	差替	
産前産後休業終了時報酬月額変更届	X-20 (旧 19)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
育児休業等取得者申出書(新規・延長)	X-21 (旧 20)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
育児休業等取得者終了届	X-22 (旧 21)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
育児休業等終了時報酬月額変更届	X-23 (旧 22)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	

加 除 一 覧 表

【厚生年金保険・健康保険 適用】

業 務 処 理 名	目次	加				除				備考	確認欄
		頁		枚数		頁		枚数			
養育期間標準報酬月額特例申出書	X-24 (旧 23)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
養育期間標準報酬月額特例終了届	X-25 (旧 24)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
介護保険適用除外等該当・非該当届	X-26 (旧 25)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
70歳以上被用者 該当・不該当届	X-27 (旧 26)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
70歳以上被用者 月額変更(基準日)・賞与支払届	X-28 (旧 27)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
70歳以上被用者 産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届	X-29 (旧 28)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
70歳以上被用者 育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	X-30 (旧 29)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
年金手帳再交付申請書	X-31 (旧 30)	1	～	2	1	1	～	2	1	差替	
被保険者氏名変更(訂正)届	X-32 (旧 31)	1	～	4	2	1	～	4	2	差替	
被保険者生年月日訂正届(処理票)	X-33 (旧 32)	1	～	3	2	1	～	3	2	差替	
被保険者住所変更届	X-34 (旧 33)	1	～	5	3	1	～	5	3	差替	
					106				104		

(平成28年1月27日改正分加除)

加 除 担 当 者			
平成	年	月	日
氏名		印	

改正箇所一覧(厚生年金保険 適用)

(別添)

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
目次	—	X 船員保険	5 船舶所有者法人番号等変更(訂正)届(処理票)(4) 6 被保険者資格取得届(7) 7 被保険者資格喪失届(13) 8 船員保険(職務外疾病部門)適用除外該当届(5) 9 厚生年金保険法第75条該当(船員)処理票(2) 10 被扶養者(異動)届(認定)(7) 11 被扶養者(異動)届(削除・変更)(10) 12 被保険者報酬月額変更(基準日)届(月額変更)(6) 13 被保険者報酬月額変更(基準日)届(基準日届)(3) 14 被保険者報酬月額変更届(産前産後休業用)(4) 15 被保険者報酬月額変更届(育児休業用)(4) 16 被保険者賞与支払届(5) 17 標準賞与額累計申出書(1) 18 産前産後休業取得者申出書(5) 19 産前産後休業取得者変更(終了)届(4) 20 産前産後休業終了時報酬月額変更届(5) 21 育児休業等取得者申出書(新規・延長)(5) 22 育児休業等取得者終了届(5) 23 育児休業等終了時報酬月額変更届(5) 24 養育期間標準報酬月額特例申出書(5) 25 養育期間標準報酬月額特例終了届(5) 26 介護保険適用除外等該当・非該当届(5) 27 70歳以上被用者該当・不該当届(5) 28 70歳以上被用者月額変更(基準日)・賞与支払届(5) 29 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届(5) 30 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届(5) 31 年金手帳再交付申請書(2) 32 被保険者氏名変更(訂正)届(4) 33 被保険者生年月日訂正届(処理票)(3) 34 被保険者住所変更届(5)	5 被保険者資格取得届(5) 6 被保険者資格喪失届(12) 7 船員保険(職務外疾病部門)適用除外該当届(5) 8 厚生年金保険法第75条該当(船員)処理票(2) 9 被扶養者(異動)届(認定)(6) 10 被扶養者(異動)届(削除・変更)(10) 11 被保険者報酬月額変更(基準日)届(月額変更)(6) 12 被保険者報酬月額変更(基準日)届(基準日届)(3) 13 被保険者報酬月額変更届(産前産後休業用)(4) 14 被保険者報酬月額変更届(育児休業用)(4) 15 被保険者賞与支払届(5) 16 標準賞与額累計申出書(1) 17 産前産後休業取得者申出書(4) 18 産前産後休業取得者変更(終了)届(4) 19 産前産後休業終了時報酬月額変更届(5) 20 育児休業等取得者申出書(新規・延長)(5) 21 育児休業等取得者終了届(5) 22 育児休業等終了時報酬月額変更届(5) 23 養育期間標準報酬月額特例申出書(5) 24 養育期間標準報酬月額特例終了届(5) 25 介護保険適用除外等該当・非該当届(5) 26 70歳以上被用者該当・不該当届(5) 27 70歳以上被用者月額変更(基準日)・賞与支払届(5) 28 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届(5) 29 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届(5) 30 年金手帳再交付申請書(2) 31 被保険者氏名変更(訂正)届(4) 32 被保険者生年月日訂正届(処理票)(3) 33 被保険者住所変更届(5)	—	1
受付処理簿	27-1~7	受付進捗管理システム 届書コード一覧	(差替)	(差替)	—	2
窓口交付	30-3	別添	(差替)	(差替)	年相指 2015-94	3

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
審査請求等に係る事務処理	62(審35)	地方厚生(支)局 社会保険審査官 所在地一覧表	四国厚生支局 ……高松シンボルタワー10階	四国厚生支局 ……高松シンボルタワー9階	修正	4
各種報告書一覧	105-3	項番35	【調達指2015-48】	【調達指2015-25】	—	5
	105-8	項番104	【厚年指2015-223】			
	105-12	項番150	自主点検実施要領(本部・ブロック本部用)	随時、指示・依頼により指示		
適用事業所全喪届	I-2-14~15	様式	(差替)	(差替)	厚年指 2015-190	6
被扶養者(異動)届 認定	Ⅲ-1-2	添付書類 Point	㊦ 被扶養対象者が所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族となっている場合には事業主の確認により、所得に関する証明書類の一部が省略できる。	㊦ 被扶養対象者が所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族となっている場合には事業主の確認により、所得に関する証明書類の一部が省略できる。	誤植訂正	7
70歳以上被用者該当・ 不該当届	V-10-1	概要	㊦⇒70歳以上の者が新たに使用される場合は……(略)。	㊦⇒昭和12年4月2日以降に生まれた70歳以上の者が新たに使用される場合は……(略)。	文言修正	8
		(対象要件)	(削除)	・昭和12年4月2日以降に生まれた者		
新規適用船舶所有者届	X-1-1	添付書類	○法人番号指定通知書(「写し」)		厚年指 2015-250	9
			船舶所有者の氏名、住所、業態、法人番号等を確認するため	船舶所有者の氏名、住所、業態等を確認するため		
	X-1-2	関連	平成27年12月18日【厚年指2015-250】 船舶所有者に対する法人番号等の収録にかかる事務 処理等			
	X-1-3	通知	平成27年12月15日 保発1215第4号 年管発1215第1号 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行 について			
			平成27年12月15日 保保発1215第1号 年管管発1215第1号 健康保険、船員保険及び厚生年金保険の適用に係る手 続等に係る事務の取扱いについて			
	X-1-4~6	様式	(差替)	(差替)		

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
船舶所有者法人番号等 変更(訂正)届(処理票)	X-5-1~4	一式	(新規追加)		厚年指 2015~250	10
被保険者資格取得届	X-6-1~7	一式	(差替)	(差替)	新規項目追 加による項 番変更	11
被保険者資格喪失届	X-7-1~13	一式	(差替)	(差替)		12
船員保険(職務外疾病 部門)適用除外該当届	X-8-1~5	一式	(差替)	(差替)		13
厚生年金保険法第75条 該当(船員)処理票	X-9-1~2	一式	(差替)	(差替)		14
被扶養者(異動)届 (認定)	X-10-1~7	一式	(差替)	(差替)		15
被扶養者(異動)届 (削除・変更)	X-11-1~10	一式	(差替)	(差替)		16
被保険者報酬月額変更 (基準日)届(月額変更)	X-12-1~6	一式	(差替)	(差替)		17
被保険者報酬月額(基 準日)届(基準日届)	X-13-1~3	一式	(差替)	(差替)		18
被保険者報酬月額変更 届(産前産後休業用)	X-14-1~4	一式	(差替)	(差替)		19
被保険者報酬月額変更 届(育児休業用)	X-15-1~4	一式	(差替)	(差替)		20
被保険者賞与支払届	X-16-1~5	一式	(差替)	(差替)		21
標準賞与額累計申出書	X-17-1	一式	(差替)	(差替)		22
産前産後休業取得者申 出書	X-18-1~5	一式	(差替)	(差替)		23

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
産前産後休業取得者変更(終了)届	X-19-1~4	一式	(差替)	(差替)	新規項目追加による項番変更	24
産前産後休業終了時報 酬月額変更届	X-20-1~5	一式	(差替)	(差替)		25
育児休業等取得者申出 書(新規・延長)	X-21-1~5	一式	(差替)	(差替)		26
育児休業等取得者終了 届	X-22-1~5	一式	(差替)	(差替)		27
育児休業等終了時報酬 月額変更届	X-23-1~5	一式	(差替)	(差替)		28
養育期間標準報酬月額 特例申出書	X-24-1~5	一式	(差替)	(差替)		29
養育期間標準報酬月額 特例終了届	X-25-1~5	一式	(差替)	(差替)		30
介護保険適用除外等該 当・非該当届	X-26-1~5	一式	(差替)	(差替)		31
70歳以上被用者 該 当・不該当届	X-27-1~5	一式	(差替)	(差替)		32
70歳以上被用者 月額 変更(基準日)・賞与支 払届	X-28-1~5	一式	(差替)	(差替)		33
70歳以上被用者 産前 産後休業終了時報酬月 額相当額変更届	X-29-1~5	一式	(差替)	(差替)		34
70歳以上被用者 育児 休業等終了時報酬月額 相当額変更届	X-30-1~5	一式	(差替)	(差替)		35
年金手帳再交付申請書	X-31-1~2	一式	(差替)	(差替)		36
被保険者氏名変更(訂 正)届	X-32-1~4	一式	(差替)	(差替)		37

業務処理名	ページ	項目	改正後	現行	改正理由	別添
被保険者生年月日訂正届(処理票)	X-33-1~3	一式	(差替)	(差替)	新規項目追加による項番変更	38
被保険者住所変更届	X-34-1~5	一式	(差替)	(差替)		39